

## 環境影響評価の見直しと風力発電について

エコ・パワー株式会社 眞鍋 修一

### I. 事業者の自主規制ルールについて

2009年3月末現在、日本全国に376ヶ所の風力発電所、1,517基の風車が稼働中であり、

殆ど全ての事業者は、NEDO発行の『風力発電のための環境影響評価マニュアル』または地方公共団体の条例に基づき環境影響評価を実施している。条例による場合でもNEDOマニュアルによる場合でも、事業者の解釈差などに起因すると思われる事項による問題（騒音など）が、最近複数のメディアにより報道されている。

問題の背景には、地域住民との事業に対する合意形成プロセスの錯誤、情報開示の不徹底等に起因するものも多いと思われる。的確な均一化された調査による事前予測の実施、事業が及ぼす影響等について情報開示を十分に実施する事により、報道されているような問題を軽減できるのではないかとと思われる。

このような問題が起こらないよう配慮する為、風力発電事業者懇話会と日本風力発電会の2団体の関係者が集まり、2009年3月から環境騒音ワーキンググループを立ち上げ、現在までに16回の会合を開き、海外の状況を把握すると共に、現状の日本における問題点を議論し意見集約を行った。集約した意見は立場によって多様であったが、最終的にNEDOマニュアルを基にした業界自主規制ルールを策定する方針となった。本自主規制ルールを順守することで、問題の発生を僅かでも低減していけるものと考えており、風力発電の普及促進に寄与するものと思われる。

#### <業界自主規制ルールのポイント>

1. アセス実施方法・内容・手順などの明確化（事業者の解釈を統一）
2. NEDOマニュアルにおいて、事業者の解釈に差が生じやすい各項目を再吟味
3. 項目と地域特性などに応じて「することが望ましい」等の表現を、より強制的な表現の「する事」等に修正
4. 具体的な調査方法や判断基準を明確にすると共に、具体例を記載

5. 風力発電団体による本自主ルールを公開し、これを遵守すべく風力発電団体として指導を行うと共に、必要に応じて事業者へ改善を指示する。

6. 事前調査に対応した事後調査項目の指定（騒音、電波障害、動植物など）

### II. 風力事業の環境影響評価法の法対象化について

風車から発生する騒音等の問題がメディアに繰り返し報道された事により、風力発電事業を環境影響評価法の対象事業にすべきであるという考えのもと、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度専門委員会において風力発電を法対象にすべきか否かの議論が平成21年9月4日から行われてきた。

環境騒音ワーキンググループとしては、法令化による調査費用の増加、調査期間の長期化、また何よりも市町村と供に事業を推進していくという風力発電事業の良い点を阻害するような法令には反対であるという意見にて関係各署と議論を重ねてきたが、中環審専門委員会において、残念ながら風力事業も法対象に加えられない基本方針が決定された。

これ以降、日本風力発電協会としては、法令対象の規模要件や調査項目を限定した現実的な調査内容等論点を変更して要望している。参考までに、平成21年12月11日の中央環境審議会専門委員会公開ヒアリングにて具申した旧風力2団体の発表内容を掲載する。

#### <意見>

- 環境影響評価法の対象事業に、風力発電を含めない
  - 事業者の解釈差などに起因すると思われる事項による、問題（騒音など）は、風力発電団体にて作成中の【風力発電の環境影響評価規程】制定、実施による自主規制の徹底を図ることにより、改善可能

- 風力発電団体による自主規制ルールを公開し、事業者に対して風力発電団体として指導を行うと共に、必要に応じて改善するように指示する
- 民間事業において SEA 実施は、受け入れ難い
- 意思決定プロセスの途中における計画の公表により、投資計画・資金計画の不確実性が増加する

#### <対象事業とした場合のメリットとデメリット>

##### ➤ メリット

- アセス法に沿った一定のアセスを強制することが出来ることから、各事業者のアセス実施内容差などを無くすることができる
- アセス法を忠実に実施する事によって、事業者は国の正当な許可を得ているというお墨付きが得られるとともに、近隣住民は安心を得られる

##### ➤ デメリット

- 地方自治体への権限委譲に逆行
  - ✓ 自治体(市町村、都道府県)が事業の可否について迅速に意思決定していくしくみが風力発電事業の健全且つ迅速な普及拡大につながる
- 迅速な風力発電の導入促進に大きな影響
  - ✓ 一限定された環境影響調査で充分にも係らず、調査期間が長期化
  - ✓ NEDOマニュアルおよび【風力発電の環境影響評価規程】: 14~21ヶ月
  - ✓ 条例アセス: 24~36ヶ月
  - ✓ 法令アセス: 36ヶ月以上
- 事業の実現性が不透明な段階での調査費増加
  - ・ 一風況精査⇒事業性評価、
  - ・ 電力会社の抽選⇒当選、
  - ・ 補助金申請⇒交付決定
  - ✓ 火力、水力: 事業費 100 億円以上  
アセス費用: 事業費の 1%未満
  - ✓ 大規模風力: 事業費 30~50 億円  
アセス費用: 事業費の 1%以上
  - ✓ 小規模風力: 事業費 4~6 億円  
アセス費用: 事業費の 10%以上

### Ⅲ. 社会・地域住民から親しまれる風車を目指して

最後に弊社の事業の中で、景観等が地域住民の方々に愛され親しまれている風力発電所の事例を御紹介します。今後とも、弊社は地域の人々から親しまれる風力発電所の開発を念頭において、風力発電の普及促進に微力ながら尽力して参ります。



北海道留萌市 風車が景観にマッチしているとブログで度々紹介され、地元でも景観が親しまれている。



秋田県秋田市 平成14年10月秋田市主催第18回「市民が選ぶ都市景観賞」を受賞。



茨城県神栖市 教育実習、ドラマのロケ地、音楽のビデオクリップに良く利用されている。